

バングラデシュ
商標規則
1963年9月10日改正

目次

第 I 部

第 I 章 序

- 規則 1 略称及び施行日
- 規則 2 定義
- 規則 3 手数料
- 規則 4 様式
- 規則 5 文書のサイズ等
- 規則 6 文書の署名
- 規則 7 文書の送達
- 規則 8 出願人及びその他の者の詳細
- 規則 9 送達住所
- 規則 10 代理

第 II 章 分類

- 規則 11 商品の分類

登録出願

- 規則 12 出願の様式
- 規則 13 出願は、1つの類に限定すべきこと
- 規則 14 出願における使用者の記載
- 規則 15 標章の表示
- 規則 16 追加の表示
- 規則 17 表示は耐久性があること
- 規則 18 例外的な場合の標章の見本
- 規則 19 連続商標
- 規則 20 音訳
- 規則 21 翻訳

商標登録出願の受領手順

- 規則 22 出願の受領確認
- 規則 23 調査
- 規則 24 拒絶 - 聴聞
- 規則 25 登録官の決定

防護商標

規則 26 登録出願及び出願関連手続

出願の公告

規則 27 公告の方法

規則 28 木版又は電子活字

規則 29 連続商標の公告

登録の異議申立

規則 30 異議申立の通知

規則 31 通知において与えるべき詳細

規則 32 意見書

規則 33 異議申立を裏付ける証拠

規則 34 出願を裏付ける証拠

規則 35 異議申立人による応答における証拠

規則 36 更なる証拠

規則 37 証拠書類

規則 38 聴聞

規則 39 費用の担保

登録未完了の通知

規則 40 通知の手順

登録

規則 41 登録簿における記載

規則 42 関連商標

規則 43 登録前の出願人の死亡

規則 44 登録の証明書

第 III 章 関連商標の解消

規則 45 解消を求める出願

登録の更新及び回復

規則 46 登録の更新

規則 47 商標を登録簿から削除する前の通知

規則 48 不納付の公告

規則 49 登録簿からの商標の削除及び回復

規則 50 更新及び回復の通知及び公告

譲渡及び移転

規則 51 譲渡又は移転の記載を求める請求

- 規則 52 請求に記載すべき詳細
- 規則 53 請求を伴う事例
- 規則 54 権原の証明
- 規則 55 使用中の商標の営業権を伴わない譲渡の公告
- 規則 56 営業権を伴わない譲渡の記載を求める請求
- 規則 57 個別の登録
- 規則 58 譲渡及び移転に関する登録官の証明又は承認
- 規則 59 第 36 条に基づく会社に対する譲渡の登録

登録使用権者

- 規則 60 記載及び通知
- 規則 61 登録所有者による記載変更の請求
- 規則 62 登録使用権者の登録の取消
- 規則 63 通知及び聴聞
- 規則 64 第 47 条(2)に基づく登録使用権者の請求

登録簿の変更又は訂正を求める請求

- 規則 65 登録簿の訂正又は商標の削除を求める請求
- 規則 66 更なる手続
- 規則 67 第三者による訴訟参加

住所の変更

- 規則 68 登録簿における住所の変更

登録簿の訂正

- 規則 69 第 47 条に基づく請求
- 規則 70 一定の請求の公告

登録商標の変更

- 規則 71 登録商標の変更
- 規則 72 決定前の公告及び異議申立
- 規則 73 公告, 例示
- 規則 74 決定, 公告, 通知

既存の登録に関する商品の再分類

- 規則 75 既存の登録に関する再分類

登録官の種々の権能

- 規則 76 期限の延長
- 規則 77 登録官の裁量権の行使
- 規則 78 決定の通知

規則 79 手続における不整の訂正

登録官による費用の裁定

規則 80 争いのない事例における費用

規則 81 費用の金額

証明書

規則 82 第 16 条(2)に基づく以外の証明書

規則 83 外国での登録を得る際に使用する証明書

高等裁判所への上訴

規則 84 上訴の期間

有効性の証明書

規則 85 有効性の証明書は注記されること

公衆による文書の縦覧

規則 86 登録簿等の縦覧

規則 87 登録官に対する調査請求

規則 88 公報及びその他の文書の写しの配布

高等裁判所に対する請求

規則 89 裁判所に対する請求は登録官に送達されること

第 II 部

証明商標に関する特別規定

規則 90 証明商標に適用される規則

規則 91 登録出願及びそれに関連する手続

規則 92 出願に伴う事例

規則 93 証明商標の登録に対する異議申立

規則 94 証明商標の記載事項の是正

規則 95 証明商標に関連する規約の変更

規則 96 証明商標の譲渡又は移転に対する中央政府の同意

第 III 部

第 I 章 繊維商標に関する特別規定

規則 97 繊維商標に適用される規則

規則 98 繊維商標

規則 99 繊維製品

- 規則 100 単語商標の登録出願
- 規則 101 文字又は数字の登録出願
- 規則 102 繊維製品の品目
- 規則 103 第 5 附則の品目のグループ分け
- 規則 104 拒絶繊維商標リストにおける記載
- 規則 105 拒絶繊維商標リストにおける標章の継続
- 規則 106 出願人の通知
- 規則 107 拒絶繊維商標リストの変更
- 規則 108 調査
- 規則 109 登録出願, 追加の表示

第 II 章 第 64 条(2)に基づく規則

- 規則 110 定義
- 規則 111 一定の標章は登録不能であること
- 規則 112 誤認又は混同を生じるおそれがある標章
- 規則 113 「旧」標章の場合の例外

第 III 章 諮問委員会

- 規則 114 構成
- 規則 115 委員の在任期間
- 規則 116 委員の交代
- 規則 117 委員の選出
- 規則 118 会議
- 規則 119 諮問の方法
- 規則 120 助言を求める事例の事実
- 規則 121 助言を与えるための期限
- 規則 122 更なる情報
- 規則 123 会議の主宰
- 規則 124 票決
- 規則 125 会議の記録

第 IV 部

商標代理人の登録

- 規則 126 定義
- 規則 127 商標代理人登録簿
- 規則 128 登録資格
- 規則 129 登録を禁じられる者
- 規則 130 出願方式
- 規則 131 商標代理人としての登録を求める請求
- 規則 132 請求の手續

- 規則 133 登録の証明書
- 規則 134 代理人登録簿における名称の継続
- 規則 135 代理人登録簿からの代理人の名称の削除
- 規則 136 削除された名称の回復
- 規則 137 代理人登録簿における変更
- 規則 138 代理人登録簿の公告

第 I 部

第 I 章 序

規則 1 略称及び施行日

- (1) 本規則は 1963 年改正商標規則という。
- (2) 本規則は即日施行される。

規則 2 定義

本規則において、主題又は文脈に矛盾がない限り、次のとおりとする。

- a. 「法」とは、1940 年商標法をいう。
- b. 「支局」とは、規則 139 に基づいて設立された商標登録局の支局をいう。
- c. 「様式」とは、本規則の第 2 附則又は第 3 附則のいずれかに定める様式をいう。
- d. 「公報」とは、商標公報をいう。
- e. 「条」とは、法の条をいう。
- f. 「指定」とは、それに関して商標又は商標の登録使用権者が登録された又は登録が予定された商品の指定をいう。

規則 3 手数料

- (1) 出願、登録及びその他の事項に関して法に基づいて支払われるべき手数料は、本規則の第 1 附則に明記される手数料とし、以降、所定の手数料という。
- (2) 手数料は、現金で商標登録局に支払うか、又は登録官に支払うべき現金為替、郵便為替又は小切手により送付することができる。
 - a. コミッションを正しく付加していない小切手及び手数料の支払のために許可された期限内に現金で全額を回収することのできないその他の小切手は、登録官の裁量においてのみ受理される。
 - b. 手数料の支払において、印紙は受領されない。

規則 4 様式

本規則の第 2 附則及び第 3 附則に定める様式は、それらが適用可能な全ての事例において使用するものとし、他の事例に適合するように登録官が修正又は拒否することができる。

規則 5 文書のサイズ等

- (1) 登録官により与えられるその他の指示に従うことを条件として、商標登録局に届ける、又は登録官若しくは中央政府に届けることを法又は本規則により要求される全ての出願、通知、陳述又は登録商標を除くその他は、宣誓供述書を除いて、約 13 インチ×8 インチの丈夫な紙に左側に 1.5 インチ以上の余白を残して片面のみに、英語の場合は大きな判読可能な字体で、濃く色落ちしないように手書き又は印刷する。
- (2) 商標を含む複製文書は、登録官が要求した場合は、商標登録局に提出する。

規則 6 文書の署名

(1) パートナーシップによる署名を意図した文書は、1名以上のパートナーが署名し、また法人による署名を意図した文書は、当該法人の取締役、秘書役又は他の主要役員が署名する。その他の団体による署名を意図した文書は、当該団体の長、議長若しくは主たる秘書役が、又は正当に適格であると登録官が認めた者が署名する。パートナーシップ、法人又は他の組合を代表して文書に署名する個人の資格は、その者の署名の下に記載される。

(2) 文書の署名がローマ字以外の文字で書かれた場合又ははっきり判読できない場合は、英語のブロック体の大文字の翻訳を添付する。

規則 7 文書の送達

商標登録局、登録官、中央政府又はいずれかの者において又は対して作成する、届ける又は送付することを法又は本規則により許可又は要求される全ての出願、通知、陳述、表示が添付された紙面又はその他の文書は、料金前納の書簡により郵便局を通じて送付することができる。かく送付された出願又は文書は、これを含む書簡が通常の郵便業務の過程において配達されたであろう時期に、作成された、届けられた又は送付されたとみなされる。かかる送付を証明する際は、当該書簡に正しく宛名が書かれ、これが郵便局に投函されたことを証明すれば足る。

規則 8 出願人及びその他の者の詳細

(1) 出願人及びその他の者の名称及び住所は完全な形で与えるものとし、国籍及び身分証明のために必要とされるカースト又は呼称等の詳細(もしあれば)を伴う。会社の場合は、各パートナーの姓名及び国籍を記載する。

(2) 与える住所は、住所を与えた者の営業又は事業場所をいずれの者も容易に探すことができるようにする目的のため、全ての場合において可能な限り完全な形であるものとする。

(3) 法人、会社又は組合の場合は、場合により設立国及び登録の性質(もしあれば)を与えるものとする。

規則 9 送達住所

(1) 法又は本規則に基づく手続における出願人又は異議申立人で、バングラデシュ国内に居住しない又は業務を遂行しない者は、バングラデシュ国内の送達住所を付与しなければならず、かかる住所は、当該手続に関連する全ての目的のために当該の者の実際の住所として扱うことができる。

(2) 商標の所有者又は登録使用権者として登録された者又はそのように登録される予定の者は、希望する場合は、登録簿に記載されるために様式 TM-50 によりバングラデシュにおける送達住所を付与することができ、登録簿におけるかかる住所は、商標に関連する目的のために当該の者の実際の住所として扱うことができる。様式 TM-50 による全ての出願は、出願人となる予定の者又はかかる出願の目的で明示的にその者を代理する代理人が署名する。

(3) 送達住所が登録簿に記載されていない場合、登録官は、登録簿に記載された商標の登録所有者又は登録使用権者の営業又は事業上の住所を、商標に関連する目的のための送達住所として扱うことができる。

(4) 上記のとおり、ある者に対する書面の通信で、その者が付与した住所又は登録官がその

者の住所として扱った住所宛のものは、正しく宛先が書かれたものとみなされる。

(5) (1)において要求された送達住所が付与されない限り、登録官は法又は本規則により要求される通知を送付する義務を負わないものとし、手続におけるいかなる爾後の命令又は決定も、かかる通知の不送達を理由として問題にされない。

規則 10 代理

第 80 条の目的上、代理人への権限授与は様式 TM-48 により行う。

第 II 章 分類

規則 11 商品の分類

商標登録及び本規則の目的上、商品は本規則の附則に定める方法で分類される。

登録出願

規則 12 出願の様式

登録官に対する商標登録出願は、出願人が署名する。防護商標以外の商標については、非繊維製品に関する出願の場合は様式 TM-1 にて行う。

規則 13 出願は 1 つの類に限定すべきこと

- (1) 各商標登録出願は、商品に関して、本規則の第 4 附則の 1 つの類においてのみ行う。
- (2) 個別の出願 - 異なる類における同一商標の登録出願は、個別の異なる出願として扱うものとし、商標が同一番号の商品であって、2 以上の類の下に登録される全ての場合においては、規則 75 に基づく指定の変更によるかその他かを問わず、各個別の類に含まれる商品に関する登録は、法の全ての目的上、個別の登録とみなされる。

規則 14 出願における使用者の記載

商標登録出願には、出願において言及された商品に関して商標が使用される期間及び使用者の記載を含む。登録官は出願人に対し、使用される商標を示す別紙と共にかかる使用者を証明する宣誓供述書を提出するよう要求することができる。

規則 15 標章の表示

各商標登録出願及び出願の追加の写しが必要な場合は当該写しは、当該目的のために出願様式上に規定されたスペースに標章の表示を含める。表示がかかるスペースより大きい場合、表示は亜麻、トレース用布又は登録官が適切と認めるその他の素材に掲載する。掲載部分は上記のスペースに添付し、残りは折り畳む。

規則 16 追加の表示

各商標登録出願は、以下に定める場合を除き、正副 2 部で行うものとし、商標の追加表示 6 部を添付する。願書及びその副本における商標の表示及び追加表示は、相互に正確に対応しなければならない。追加表示は、全ての場合において、登録官が随時要求する全ての詳細を注記する。かかる詳細は、要求があれば、出願人が署名する。

規則 17 表示は耐久性があること

商標の全ての表示は耐久性がなければならず、登録出願と共に提出することを要する各追加表示は、約 13 インチ×8 インチの大きさの丈夫な紙のシートに、シートの左側に 1.5 インチ以上の余白を残して掲載する。

規則 18 例外的な場合の標章の見本

規則 17 に定める方法で商標の表示を与えることができない場合は、商標の見本又は写しを実物大又は縮小して、かつ、登録官が最も便宜と考える様式で、送付することができる。

規則 19 連続商標

第 11 条(3)に基づいて連続商標の登録出願がなされた場合、連続する各商標の表示の写しを規則 15 及び 16 に定める方法で出願に添付する。

規則 20 音訳

商標がローマ字以外の文字による 1 又は複数の単語を含む場合、登録官が別段の指示をしない限り、登録官によるかかる単語の十分な音訳を願書及び添付される各表示上に裏書きし、各かかる裏書には、単語が属する言語を記載し、出願人が署名する。

規則 21 翻訳

商標が英語以外の言語の 1 又は複数の単語を含む場合、登録官は言語名と共にその正確な翻訳を要求することができ、かかる翻訳及び言語名は、登録官がかく要求する場合は、上記のとおり同封され、署名される。

商標登録出願の受領手順

規則 22 出願の受領確認

商品に関する各商標登録出願は、受領されたときに登録官が受領確認を発行する。

規則 23 調査

商品に関する商標登録出願を受領した場合、登録官は、同一の商品又は商品説明に関して登録が求められている標章と同一の又は誤認又は混同を生じるおそれがあるほど非常に類似する標章が記録にあるか否かを確認する目的で、登録商標又は係属中の出願を調査させるものとし、登録官はまた、出願の受理前にいつでも調査を更新させることができるが、そうすることを義務づけられるものではない。

規則 24 拒絶 - 聴聞

(1) 出願、使用の証拠、識別性又は出願人が提供する若しくは提供することを要求されるその他の事項を考慮した上で、登録官が出願の受理について拒絶を唱える場合又は登録官が課すことが正しいと考える条件、補正、権利放棄、修正又は制限を付して出願を受理するする場合、登録官は出願人に対しかかる拒絶又は提案を書面で伝達する。

(2) (1)にいう伝達日から 3 月以内に、出願人が上記提案に従ってその出願を変更した場合、商標登録局にその見解を送付した場合又は聴聞の請求をした場合を除き、出願は取下げられたとみなされ、出願人に対する更なる照会は必要でない。

(3) (2)又は第 16 条(3)に基づき取下げられたものとして扱われる出願は、登録官が納得する十分な原因が示され、かつ、事例の説明を添付した様式 TM-56 によりその旨の請求がなされた場合は、回復することができる。

規則 25 登録官の決定

- (1) 規則 24 に基づく聴聞において、又は出願人が書面でその見解を伝達し、聴聞を希望しない旨を記載した場合は聴聞を行わずになされた登録官の決定は、書面で出願人に伝達するものとし、出願人がかかる決定を不服申立することを意図する場合は、かかる伝達日から 1 月以内に様式 TM-15 により、登録官に対してその決定の理由及びその決定に至るのに使用した資料を書面で説明するよう要求する請求を行うことができる。
- (2) 登録官が何らかの要求を行い、これについて出願人が異議を唱えない場合、出願人は、登録官が(1)に基づく書面の説明を発行する前に当該要求に従う。
- (3) かかる説明がなされた日は、不服申立の目的で登録官の決定日とみなされる。

防護商標

規則 26 登録出願及び出願関連手続

第 38 条に基づく防護商標の登録出願は、様式 TM-3 により行うものとし、出願人が自らの出願を裏付けるために依拠する事実の完全な詳細を記載した事例の説明を添付し、出願人による宣誓供述書によりこれを証明する。出願人は、この宣誓供述書と共に又は後日、提供を希望するその他の証拠を送付することができ、登録官は証拠全体を検討した上で、出願について決定する。その他の全ての点において、かつ、適切であり別段の定めがない場合、本規則は通常の商標の登録出願に適用される。

出願の公告

規則 27 公告の方法

第 15 条(1)により公告することを要求される又は認められる商標の登録出願は、登録官が指示する期間及び方法で公報に公告する。出願人が、他の商標の登録所有者又は他の出願人の登録提案に対する書面同意を提出した後に限り登録官が進める出願の場合は、「同意による」という語を公告に掲載する。商標の表示が公告に含まれていない場合、登録官はかかる公告において、商標の見本又は表示が縦覧できる 1 以上の場所について言及する。

規則 28 木版又は電子活字

公報における公告の目的で、出願人は適切なきに、登録官が随時承認又は指示する寸法の、登録官が納得する商標の版木(必要な場合は複数)を提供するか又は提供を要求される場合があり、又は登録官が要求する情報又は商標を公告するその他の手段を提供するものとし、登録官が出願人又はその代理人が提供した版木に納得しない場合は、公告を進める前に新しい版木を要求することができる。登録官にかく送付される版木は、商標登録局が要求する。

規則 29 連続商標の公告

出願が、第 11 条(3)にいう互いに異なる連続商標に関係する場合、出願人は、連続を構成する商標のいずれか又は各々の登録官が納得する版木(必要な場合は複数)を提供するよう要求される場合があり、又は登録官が適当とみなせば、出願の公告に複数の商標が互いに異なる

態様の説明を挿入することができる。

登録の異議申立

規則 30 異議申立の通知

ある商標の登録に対する異議申立通知を与えることのできる期間は、公報における登録出願公告日から4月以内とする。かかる通知は、様式 TM-5 による。

規則 31 通知において与えるべき詳細

通知は正副2部で行うものとし、異議申立人が登録に異議申立する理由の説明を含む。問題の商標がすでに登録簿にある商標と類似するという理由で登録に異議申立がなされた場合は、かかる商標の登録番号及びそれらが公告された公報の日付を記載する。

規則 32 意見書

第15条(3)により要求される意見書は、異議申立通知の副本を出願人が受領した後2月以内に、様式 TM-6 により正副2部で送付する。出願人はまた意見書において、異議申立通知において主張されたどの事実(もしあれば)を自己が認めるかも記載する。

規則 33 異議申立を裏付ける証拠

(1) 意見書の副本を異議申立人が受領した後2月以内に、異議申立人は自らの異議申立を裏付けるために添付を希望する証拠を宣誓供述書により登録官に届けるか、又は自らの異議申立を裏付ける証拠の添付を希望しない旨を書面で伝える。異議申立人は、本項に基づいて登録官に届ける証拠の写しを出願人に送付する。

(2) 異議申立人が、所定の期間内に(1)に基づく措置を一切行わなかった場合は、登録官が別段の指示をしない限り、異議申立を取下げたとみなされる。

規則 34 出願を裏付ける証拠

異議申立を裏付ける宣誓供述書の写しを出願人が受領した後2月以内に、出願人は自らの出願を裏付けるために添付を希望する証拠を宣誓供述書により登録官に届け、その写しを異議申立人に送付する。

規則 35 異議申立人による応答における証拠

出願人の宣誓供述書の写しを異議申立人が受領した後1月以内に、異議申立人は応答として宣誓供述書により証拠を登録官に届けることができ、その写しを出願人に送付する。この証拠は、応答における事項に厳格に限定される。

規則 36 更なる証拠

いずれの側も更なる証拠が存在しない場合であっても、登録官に対する手続において、登録官が適切と考えれば、出願人又は異議申立人のいずれかに対し、適切と考える費用その他の条件に基づいて証拠を届ける許可を与えることができる。

規則 37 証拠書類

異議申立において提出された宣誓供述書に証拠書類がある場合は、他方当事者の請求に基づき、かつ、その費用負担により、かかる証拠書類の写し又は印刷物を他方当事者に送付するものとし、かかる写し又は印刷物を便宜に提供することができない場合は、縦覧に供するために原本を登録官に届ける。証拠書類の原本は、登録官が別段の指示をしない限り、聴聞において提出される。

規則 38 聴聞

証拠が完了した場合、登録官は当事者に対し、事案における主張を聴聞する日を通知する。かかる指定は、通知日後 1 月以上の日とするが、当事者がこれより短期間の通知に合意した場合は別とする。通知の受領後 14 日以内に、出頭を意図する当事者は、様式 TM-7 により登録官にその旨を通知する。当事者が聴聞を希望しない場合、登録官はしかるべく行為することができる。

規則 39 費用の担保

第 15 条(5)に基づいて登録官が要求することのある費用の担保は、登録官が適切とみなす金額で確定することができ、かかる金額は、異議申立手続のいかなる段階においても、更に増額することができる。

登録未完了の通知

規則 40 通知の手順

第 16 条(3)により登録官が出願人に行うことを要する通知は、様式 O-1 により出願人の営業又は事業上の住所又は送達住所に送付するが、出願人が出願の目的で代理人に権限授与した場合、通知は代理人に送付し、その副本が出願人に送付される。通知には、登録完了のための当該日から 21 日間又は登録官が許可する更なる期間を明記する。

登録

規則 41 登録簿における記載

(1) 商標登録出願が公報において公告された日から 4 月が満了した後できるだけ速やかに、登録官は、異議申立及びそれに関する決定並びに第 16 条(1)の規定に従うことを条件として、かつ、様式 TM-11 による所定の手数料の納付をもって、登録簿に商標を記載する。

(2) 商標登録簿における商標の記載では、登録日、登録にかかわる商品、第 4 条(1)により要求される出願人の営業又は事業上の住所及び送達住所を含む全ての詳細(記載を求める様式 TM-50 による請求が受理された場合)、所有者の取引、事業、専門職、職業又はその他の説明の詳細、所有者の様式に記載された所有者による約束の詳細、登録又は登録により付与される権利の範囲に影響を与える詳細及びその他の所定の詳細を明記する。

(3) 出願人が、別の商標の登録所有者又は別の登録出願人の登録の提案に対する書面同意を提出した後に限り登録官が受理する上記出願の場合において、本条規則に基づいてなした登録簿における記載には、「同意による」旨を記載し、従前の登録又は登録出願番号を与える。

規則 42 関連商標

標章が他の商標との関連商標として登録される場合、登録官は、当該標章に関して、それが関連する商標の登録番号を登録簿に注記し、また、各関連商標に関して、当該商標の登録番号をその関連商標として登録簿に注記する。

規則 43 登録前の出願人の死亡

商標登録出願人が、その出願日後、商標が登録簿に記載される前に死亡した場合、登録官は、出願人の死亡及び当該商標の所有権に対する別の者の権原の証明に基づいて、当該の者の名称、住所及び説明を商標所有者として登録簿に記載することができる。

規則 44 登録の証明書

第 16 条(2)に基づいて登録官が発行する商標登録の証明書は、状況に応じて必要とされる修正を伴う様式 0-2 によるものとし、登録官は商標の写しを証明書に添付する。

第 III 章 関連商標の解消

規則 45 解消を求める出願

第 12 条(4)に基づく出願は、様式 TM-14 によるものとし、出願理由の陳述書を含まなければならない。

登録の更新及び回復

規則 46 登録の更新

商標登録の更新を求める出願は、様式 TM-12 によるものとし、商標の最後の登録の満了前 6 月以内にいつでも行うことができる。

規則 47 商標を登録簿から削除する前の通知

商標の最後の登録の満了の 1 月前から 2 月以内の日に、所定の手数料と共に様式 TM-12 による登録更新出願を受領していない場合、登録官は登録所有者に対し、満了が近づいていることを様式 0-3 により書面でその営業又は事業上の住所及び登録簿に記載された送達住所宛に通知する。

規則 48 不納付の公告

商標の最後の登録の満了時に更新手数料が納付されていない場合、登録官は当該事実を直ちに公報に公告するものとし、当該公告から 4 月以内に所定の追加手数料と共に様式 TM-12 による更新手数料を受領した場合、登録官は登録簿から商標を削除せずに、登録を更新する。

規則 49 登録簿からの商標の削除及び回復

(1) 前条規則に言及された公告から 4 月が満了した時点で当該規則に言及された手数料が納付されていない場合、登録官は登録簿から商標を削除することができ、当該削除は最後の登録の満了時より効力を生じる。

(2) 登録簿から商標が削除された場合、登録官はそのためになされた様式 TM-13 による請求を受領した場合は、そうすることが適正と納得した上で、かつ、登録官が課すことが適切と考える条件に基づいて、当該標章を登録簿に回復することができる。

規則 50 更新及び回復の通知及び公告

登録の更新又は回復及び更新の場合、その旨の通知が登録所有者に送付されるものとし、当該更新又は回復及び更新は、公報に公告される。

譲渡及び移転

規則 51 譲渡又は移転の記載を求める請求

譲渡又は移転により登録商標の権利を得た者の権原を登録する請求は、かかる者が単独で行うか又は登録所有者と共同で行うかに応じて、様式 TM-24 又は様式 TM-23 による。

規則 52 請求に記載すべき詳細

規則 51 に基づく請求には、請求人又は共同請求の場合は登録所有者以外の者が商標に対する権利を主張する際の根拠となる文書(もしあれば)の完全な詳細を含む。かかる文書又は適式な認証謄本は、請求時に縦覧のために商標登録局に提出する。登録官は、権原の証明における縦覧用に提出された文書の認証謄本を要求し、保管することができるが、かかる謄本は公衆の縦覧には供さない。

規則 53 請求を伴う事例

規則 51 に基づいて権原の登録を請求した者が、その権原を証明する能力のある書類又は文書に基づいて自らの主張を証明しなかった場合は、登録官が別段の指示をしない限り、請求時に又は請求と共に、商標所有者であるとの主張の根拠となる事実の完全な事項を記載し、当該商標がその者に譲渡又は移転されるべきことを示す事例を述べる。登録官が要求した場合、事例は様式 TM-18 による宣誓供述書により証明されなければならない。

規則 54 権原の証明

登録官は、登録商標の所有者として登録されることを請求する者に対し、登録官が納得する権原の証明又は追加の証明を提供するよう求めることができる。

規則 55 使用中の商標の営業権を伴わない譲渡の公告

(1) 第 33 条に基づく指示を求める請求は、様式 TM-20 により行うものとし、譲渡がなされた日を記載する。当該請求では、登録商標の場合は登録の詳細を提供し、また未登録標章の場合は標章を示し、第 30 条に従って譲渡された登録商標の詳細を提供する。登録官は、何らかの証拠又は更なる情報を求めることができ、様々な事柄に関して登録官が納得した場合は、譲渡の公告に関する指示を書面で発行する。

(2) 登録官は、第 32 条が適用される事例においてかかる請求の検討を拒絶することができるが、同条に基づく登録官の承認が得られており、登録官の承認通知を特定する言及が当該請求に含まれている場合は別とする。

(3) 請求することができる期間の延長請求は様式 TM-21 により行うものとし、延長が許可される期間の前又は期間中にいつでも行うことができる。登録官が許可することのできる期間の延長は、3 月を超えないものとする。

規則 56 営業権を伴わない譲渡の記載を求める請求

商品に関する商標の譲渡に関連する規則 51 に基づく請求は、以下を記載する。

(a) 商標が譲渡の時点で当該商品における事業で使用されていたかどうか、及び

(b) 譲渡が当該事業の営業権に関連する以外の方法でなされたかどうか

また、両方の事情が存在した場合には、請求人は規則 55 に基づく請求に基づいて取得した譲渡の公告に対する指示の写し及び登録官の指示が実行されたことを示すために登録官が要求する証拠(公告の写し又はそれ以外を含む)を商標登録局に届けるものとし、それ以外の場合、登録官は請求を進めない。

規則 57 個別の登録

規則 51 に基づく請求に従い、かつ、登録された指定商品の分割及び分離又は場所若しくは市場の分割及び分離の結果として、異なる者が商標の爾後の所有者と同じ登録番号に基づいて別個に登録された場合、異なる者の名義による結果として生じた個別登録の各々は、法の全ての適用上、個別の登録であるとみなされる。

規則 58 譲渡及び移転に関する登録官の証明又は承認

第 31 条(2)に基づく登録官の証明又は第 32 条に基づくその承認の通知を希望する者は、場合に応じて様式 TM-17 又は様式 TM-19 による請求と共に、事情を記載した事案の説明書正副 2 部及び譲渡又は移転に影響を与える文書又は予定される文書があればその写しを登録官に送付する。登録官は、必要と認める証拠又は更なる情報を求めることができ、事案の説明書は、要求があれば全ての関連する事情を含むように修正されるものとし、要求があれば宣誓供述書により証明される。登録官は、出願人及び登録官が移転に関係していると認めるその他の者の聴聞(要求された場合)後に当該事項を検討し、それに関する証明書又は場合に応じてその承認又は不承認の書面通知を発行する。事案の説明書が修正された場合は、最終の様式による写し 2 部を商標登録局に届ける。登録官は、最終の様式の事案の説明書の写しを証明書又は通知書に封印する。

規則 59 第 36 条に基づく会社に対する譲渡の登録

第 36 条(3)の適用上、規則 51 に基づく請求により登録商標の爾後の所有者としてある会社を登録することのできる期間は、公報に商標登録が公告された日から 6 月とし、又は場合に応じて、権原の登録を求める請求人又は登録所有者が延長が許可されうる期間の満了前に様式 TM-25 による請求をした場合は、登録官により 6 月を超えない追加期間が認められる。

登録使用権者

規則 60 記載及び通知

- (1) ある者を登録商標の登録使用権者として登録することを求める第 41 条に基づく登録官に対する請求は、当該の者及び登録所有者が様式 TM-28 により行う。
- (2) 登録簿における登録使用権者の記載は、第 41 条(1)にいう詳細に加え、様式 TM-50 による請求が受理された場合は送達住所及び記載がなされた日を記載する。登録使用権者の登録の書面通知は、商標の登録所有者、登録使用権者及び同一の商標登録に関連して名称が記載された他の各登録使用権者に送付されるものとし、公報に挿入される。

規則 61 登録所有者による記載変更の請求

商標登録所有者による当該商標の登録使用権者の登録変更を求める第 42 条(a)に基づく請求は、様式 TM-29 によるものとし、請求理由の陳述書を添付し、また、問題の登録使用権者が同意した場合には、当該登録使用権者の書面同意を添付する。

規則 62 登録使用権者の登録の取消

- (1) 登録使用権者の登録の取消を求める第 42 条(b)又は(c)に基づく請求は、場合に応じて

様式 TM-30 又は様式 TM-31 により行うものとし、請求理由の陳述書を添付する。

(2) 第 41 条(1)(d)に基づきある期間について登録使用権者が登録された場合、登録官は当該期間の末日に登録使用権者の記載を取り消す。商標が登録された商品の中から一部又は全部の商品が除外された場合、登録官は、それらが含まれる商標の登録使用権者の明細から、同時にこれらを除外する。登録官は、本項に基づく各取消又は除外を、許可された使用がそれにより影響を受ける登録使用権者及び商標の登録所有者に通知する。

規則 63 通知及び聴聞

登録官は、第 42 条に基づく請求を、商標登録に基づく商標の登録に基づく登録所有者及び各登録使用権者(請求人ではない者)に対して書面で通知する。かく通知された者のうち手続に参加する意図を有する者は、かかる通知の受領後 1 月以内に、様式 TM-32 によりその旨の通知を登録官に付与するものとし、通知と共にその参加の理由の陳述書を送付する。登録官はそれに基づいて、かかる通知及び陳述書の写しを、他方当事者、すなわち、出願人、登録所有者、その登録が訴訟となっている登録使用権者及び参加するその他の登録使用権者に送達し又は送達させる。かかる当事者は、登録官が聴聞の機会を当該当事者に与えた後に指定する期間内に請求を受諾又は拒絶することができ、又は登録官が課すことが正しいと考える条件、補正、修正又は制限を付してこれを受諾することができる。

規則 64 第 47 条(2)に基づく登録使用権者の請求

第 47 条(2)に基づく請求は、商標の登録使用権者又は登録使用権者の名義で行為する権利を得たことを登録官に通知する者が場合により様式 TM-16、様式 TM-33 又は様式 TM-34 により行うものとし、登録官は請求がなされた事情について登録官が適切と考える証拠を宣誓供述書により又は別途要求することができる。

登録簿の変更又は訂正を求める請求

規則 65 登録簿の訂正又は商標の削除を求める請求

登録簿における記載の作成、抹消又は変更を求める第 37 条、第 38 条又は第 48 条に基づく登録官に対する請求は、様式 TM-26 によるものとし、出願人の利害の性質、その事例が依拠する事実及び求める救済を完全に記載した陳述書を添付する。当該商標の登録所有者でない者により請求が行われた場合、請求及び上記の陳述書は正副 2 部を商標登録局に届ける。副本は直ちに登録官により登録所有者宛に送付される。

規則 66 更なる手続

規則 65 にいう請求がなされ、その写しが登録所有者に送付された場合、必要であれば、規則 32 から規則 39 までの規定を請求に基づく更なる手続に準用するが、登録官は、登録所有者が意見書を提出しなかったという理由のみで登録簿を訂正したり、又は商標を登録簿から削除しない。疑義がある場合、いずれの当事者も登録官に指示を求める請求を行うことができる。

規則 67 第三者による訴訟参加

登録所有者以外の、規則 65 に基づいて請求がなされている登録商標における利害を主張する者は、自己の利害の性質を記載して、様式 TM-27 により訴訟に参加する許可を求める請求をすることができ、登録官は、(要求されれば)関係者の聴聞後に、登録官が適切とみなす諸条件に基づいてかかる請求を拒絶又は認可することができる。

住所の変更

規則 68 登録簿における住所の変更

(1) 営業又は事業上の住所が変更となり、登録簿の記載が正確でなくなった商標の登録所有者又は登録使用権者は、様式 TM-34 により登録簿における住所を適切に変更するよう直ちに登録官に請求するものとし、登録官は当該事項に納得すれば、しかるべく登録簿を変更する。

(2) 登録簿に記載されたバングラデシュにおける送達住所が、記載された住所の使用停止か別途変更となり、登録簿における記載が正確でなくなった商標の登録所有者又は登録使用権者は、様式 TM-50 により登録簿における住所を適切に変更するよう直ちに登録官に請求するものとし、登録官は当該事項に納得すれば、しかるべく登録簿を変更する。

(3) 登録した営業又は事業上の住所又は送達住所が公的機関によって変更された商標の登録所有者又は登録使用権者は、変更後の住所が従前と同じ場所を指定するように、場合に応じて様式 TM-34 又は様式 TM-50 により登録官に前記の請求を行うことができ、そうする場合は、当該機関が付与した変更証明書を請求と共に届ける。登録官が事例の事実に関して納得した場合は、登録簿をしかるべく変更するが、当該様式に対する手数料の納付を要しない。

(4) 登録簿に記載されたある者の住所を複数の商標の登録所有者又は登録使用権者の送達住所として変更する場合、登録官は、当該住所が請求人の住所であるという証明に基づいて、かつ、そうすることが正当であることに登録官が納得した場合は、事例に適するように修正された様式 TM-50 による、複数の登録における送達住所としてその住所の記載を適切に変更するための(その詳細は当該様式に含める)当該の者の請求を受理し、記載をしかるべく変更することができる。

(5) 本条規則に基づく様式 TM-50 による全ての請求は、例外的な事情により登録官が別途許可する場合を除き、場合に応じて登録所有者若しくは登録使用権者により、又はかかる請求の目的で当該の者から明示的に授権された代理人によって署名される。

登録簿の訂正

規則 69 第 47 条に基づく請求

(1) 第 47 条(1)に基づいて、訂正変更、取消若しくは商品削除による登録簿の変更又は権利放棄若しくは摘要の記載を求める請求がなされた場合、登録官は、請求がなされた事情に関し、登録官が適切と考える証拠を宣誓供述書により又は別途提出するよう請求人に要求することができる。かかる請求は、場合に応じて様式 TM-16, TM-34, TM-35, TM-36, TM-37 又は様式 TM-50 によって行う。

規則 70 一定の請求の公告

(1) 第 47 条(1)(c), (d)又は(e)に基づいて, それぞれ様式 TM-35, TM-36 又は様式 TM-37 により請求が行われた場合, 登録官は, 商標に何らかの利害を有することが登記簿から明らかかな者に対して, 請求の写しを送達し又は送達させる。

(2) 上記項(e)に基づいて様式 TM-37 により商標に関連する権利放棄又は摘要の記載を求めらる請求がなされた場合, 登録官は, かかる請求について決定する前に請求を公報に公告して, 何人も公告日から 4 月以内に, 記載の提案に対する異議の理由を示して書面の陳述を商標登録局に提出できるようにする。

登録商標の変更

規則 71 登録商標の変更

ある者が第 48 条に基づいて自らの登録商標に追加する又はこれを変更する許可を請求する場合, かかる者は, 様式 TM-38 により書面でその請求を行うものとし, かく追加した又は変更した場合に表示される商標の写し 6 部を提供する。

規則 72 決定前の公告及び異議申立

(1) 登録官は請求を検討し, 便宜であるとみなす場合は請求を公報において公告した後に, 決定する。

(2) (1)に基づく公告日から 4 月以内に, いずれの者も請求に対する異議申立を様式 TM-39 より与えることができ, これと共に異議の更なる陳述書も送付することができる。当該通知書及び陳述書(もしあれば)は, 正副 2 部送付する。規則 32 から規則 39 までの規定をかかる通知に基づく更なる手続に準用する。

規則 73 公告, 例示

登録官の意見において, 提案される追加又は変更を言葉で説明する公告では, かく変更又は追加した商標の正しい表示がきちんと伝わらない可能性がある場合, 登録官は請求人に対し, 前記の追加又は変更と共に, 商標を公告するのに適した版木を提供するよう要求することができる。第 48 条(2)に基づく公告は, 商標登録出願に関連する公告に準じて行う。

規則 74 決定, 公告, 通知

登録官が請求を許可する決定をした場合, 登録官は, 請求された方法で登録簿における商標を変更し, かつ, 商標が変更された旨の通知を公報に挿入する。規則 72 に基づいて請求が公告されなかった場合, 登録官は変更した商標も公報に公告する。

既存の登録に関する商品の再分類

規則 75 既存の登録に関する再分類

(1) 本規則の第 4 附則に定める分類が修正される場合, 商標の登録所有者は登録官に対し, 自己の商標に関する指定が修正後の分類に合致するように, 指定の変更を様式 TM-40 により請求することができる。当該請求には, 当該登録に基づく登録使用権者に関する指定の同様

の変更請求を含む。

(2) その場合、登録官は提案される変更の結果として登録簿の修正がとるべき(と登録官が考える)形式を示す提案を登録所有者に書面で通知する。同日付の、かつ、変更された又は代替りの分類に基づき同じ類に該当する商品に関する2以上の商標登録は、本条規則に基づく変更時に併合することができる。

(3) (2)にいう提案は、公報において公告される。

(4) かかる提案に対する異議申立通知は、公告日から1月以内に様式 TM-41 により正副2部与えるものし、また、提案される修正が第49条(1)の規定にいかん反するものであるかを示す陳述書正副2部を添付する。

(5) 本条規則に基づく異議申立の処理手続には、規則32から規則39の規定を準用する。

(6) (4)に定める期間内に異議申立がなかった場合又は異議申立があった場合で分類の変更が許可された場合は、許可された通りの提案を公報において公告し、必要な全ての記載を登録簿に行う。登録簿にかかる記載を行った日は登録簿に記録される。本項に従って登録簿に行った全ての記載は、第18条に基づく登録更新日には影響を与えないものとし、更新日は変更が許可される前と同じ方法で決定される。

登録官の種々の権能

規則76 期限の延長

特定の場合において、登録官が本規則に基づき何らかの行為をする又は何らかの手続を取るための期限であって法又は規則55若しくは規則59に明示的に定めた期限ではない期限の延期を正当化する事情があることに納得した場合、登録官は他の当事者(もしあれば)にかかる通知を行って、かつ自己が指示する条件に基づいて、期限を延長することができ、当該延長は行為をする又は手続を取るための期限が既に満了した場合にも認めることができる。期限の延長請求は様式 TM-55 により、所定の手数料の納付に基づいて行う。

規則77 登録官の裁量権の行使

第70条(c)に基づいて聴聞の機会を与えられた者が聴聞を要求するオプションを行使する期限は、法又は本規則に明示的に定めがない限り、かかる者が聴聞の権利を与えられた事項を決定する前に登録官がかかる者に付与する通知の日から1月とする。当該期限までにかかる者が聴聞を要求した場合、登録官は聴聞日を指定し、その旨の通知を10日前までに与える。

規則78 決定の通知

法又は本規則により登録官に付与された裁量権の行使に際しての登録官の決定は、影響を受ける者に通知される。

規則79 手続における不整の訂正

手続における不整で、登録官の見解において何人の利益も損なわずに取り除くことができるものは、登録官が適切と考える場合は、登録官が指示する条件に基づいて訂正することができる。

登録官による費用の裁定

規則 80 争いのない事例における費用

(1) 本規則に基づいて適式に提起された異議申立に対して出願人が争わない場合、登録官は、費用を異議申立人に裁定するべきかを決定する際に、異議申立通知が提出される前に合理的な通知を異議申立人が出願人にしていれば手続が回避されていたかどうかを考慮する。

(2) (1)は、本規則の第5附則の11、12及び13の記載に基づいて特定された手数料に関する費用には適用されないものとし、これらはその事由に従う。

規則 81 費用の金額

登録官に対する全ての手続において、登録官は、法により明示的に別段の定めがない限り、その事例の全ての事情を考慮した上で合理的と認める費用を裁定することができるが、本規則の第6附則に定めるいずれかの事項について裁定された費用の金額は、同附則に明記される金額を超えない。

証明書

規則 82 第16条(2)に基づく以外の証明書

登録官は、法又は本規則により行うことを許可された又は要求された記載、事項又は事柄について、当該記載、事項又は事柄における利害を登録官が要求した場合に登録官が納得するように証明することのできる者から様式 TM-46 に基づく請求を受領した場合は、第16条(2)に基づく証明書を除く証明書を付与することができる。商標の写しを証明書に含めなければならない場合、登録官は請求人に対し、当該目的に適した写しを提供するよう要求することができ、請求人がこれを行わなかった場合、登録官は証明書に商標の写しを含めることを義務づけられない。

規則 83 外国での登録を得る際に使用する証明書

(1) バングラデシュ国外の領域における登録を得る際に使用するために商標登録に関連する証明書の希望があった場合、登録官は証明書に当該商標の写しを含むものとし、証明書の請求人に対し、当該目的に適した商標の写しを登録官に提供するよう求めることができ、請求人がこれを行わなかった場合、登録官は証明書の発行を拒絶することができる。

(2) 商標が色彩の制限なく登録された場合、証明書に含まれるべき商標の写しは、登録簿に掲載された色彩によるか、又は他の1以上の色彩によることができる。

(3) 登録官は、適切とみなす商標登録に関する詳細を証明書に記載することができ、また登録簿に掲載された権利放棄への言及を削除することができる。証明書を発行する目的は、証明書に記載される。

高等裁判所への上訴

規則 84 上訴の期間

法又は本規則に基づく登録官の決定に対する高等裁判所への上訴は、かかる決定の日から 4

月以内に、又は登録官が許可する更なる期間内に行うが、当該4月の期間を計算するにあたり、上訴の対象となった決定の書面による写しを付与するために費消した時間(もしあれば)は除外される。

有効性の証明書

規則 85 有効性の証明書は注記されること

裁判所が登録商標の有効性に関して第78条に定めるように証明した場合、その登録所有者は登録官に対し様式TM-47により、登録簿の記載に、手続の過程において有効性の証明書が付与された旨の注記を加えるよう請求することができ、その詳細は当該請求において与える。証明書の公的認証謄本は請求と共に送付されるものとし、登録官はその旨の注記を登録簿に記録し、公報において当該注記を公告する。

公衆による文書の縦覧

規則 86 登録簿等の縦覧

登録簿及び拒絶繊維商標リストは、所定の手数料の納付に基づいて、商標登録局が閉庁していない全ての日の登録官が指定した時間に、公衆の縦覧に供されるものとする。

規則 87 登録官に対する調査請求

いずれの者も、様式TM-54により、本規則の第4附則のいずれか1の類に分類された特定の商品に関して、登録簿、係属登録出願又は拒絶商標リストの中の商標が、当該様式にその複製の表示がある商標に類似しているかどうかを確認する調査を登録官に要求することができる。登録官は、かかる調査を行い、請求した者に対してその結果を通知する。

規則 88 公報及びその他の文書の写しの配布

中央政府は登録官に対し、公報及び必要と認めるその他の文書を、州政府と相談の上中央政府が確定し公報において随時通知する場所に配布するよう指示することができる。

高等裁判所に対する請求

規則 89 裁判所に対する請求は登録官に送達されること

法に基づく高等裁判所に対する請求は、登録官に送達される。

第 II 部

証明商標に関する特別規定

規則 90 証明商標に適用される規則

この部の規定に従うことを条件として、本規則の第 I 部及び第 V 部の規定は、商標に適用されるように証明商標に適用される。

規則 91 登録出願及びそれに関連する手続

- (1) 第 53 条(1)に基づく証明商標の登録出願は、様式 TM-4 により、登録官に対して行うものとし、出願の複製 3 部及び当該商標の追加表示 6 部を添付する。当該第 53 条(1)に基づいて出願に添付すべき規約案は 3 部とし、様式 TM-49 を添付する。
- (2) 本規則第 I 部における商標の登録出願の受理への言及は、証明商標の出願においては、出願を進める旨への言及により代替される。
- (3) 証明商標の登録出願人は、規則 24 の状況において、出願人が聴聞又は書面の回答をしなかった場合、出願を取下げたとはみなされない。
- (4) 証明商標の登録出願人の住所は、本規則によりかかる住所が要求される全ての目的について、営業又は事業上の住所であるとみなされる。

規則 92 出願に伴う事例

出願人は、その出願と共に、出願を裏付けるために依拠する理由を記載した事例を登録官に送付する。かかる事例は、正副 2 部提出する。

規則 93 証明商標の登録に対する異議申立

- (1) 規則 30 から規則 39 における様式 TM-5、TM-6 及び TM-7 への言及は、第 55 条(2)に基づく証明商標の登録に対する異議申立手続の請求において、それぞれ様式 TM-8、TM-9 及び TM-10 への言及により代替される。
- (2) 規則 30 から規則 39 の規定を証明商標の登録に対する異議申立手続を適用させることに関して疑義がある場合は、いずれの当事者も場合に依拠して登録官又は中央政府に指示を求める請求を行うことができる。

規則 94 証明商標の記載事項の是正

第 59 条(1)にいう理由に基づく請求は様式 TM-43 により行うものとし、請求を行う理由の完全な詳細を記載する。

規則 95 証明商標に関連する規約の変更

第 56 条(2)に基づく証明商標の登録所有者による請求は、様式 TM-42 により行うものとし、第 56 条(3)に基づくかかる請求を中央政府が公告することを決定した場合、公告は公報において行う。

規則 96 証明商標の譲渡又は移転に対する中央政府の同意

第 34 条(1)に基づく中央政府の同意を求める請求は、様式 TM-22 により行う。

第 III 部

第 I 章 繊維商標に関する特別規定

規則 97 繊維商標に適用される規則

この部の規定に従うことを条件として、本規則の第 I 部、第 II 部及び第 V 部は、繊維商標及び非繊維製品については証明商標に適用される。

規則 98 繊維商標

「繊維商標」という表現は、法第 IX 章の適用上、規則 99 において「繊維製品」として規定された商品に関連して使用される又は使用が予定される商標又は証明商標をいう。

規則 99 繊維製品

法第 IX 章が適用され、法及び本規則において繊維製品として言及される商品の類は、本規則の第 4 附則の 22 類から 27 類(当該類を含む)である。

規則 100 単語商標の登録出願

繊維製品に関連する 1 以上の語(1 以上の創作された語ではないもの)のみで構成される商標の登録出願は、様式 TM-51 により行う。

規則 101 文字又は数字の登録出願

規則 102 の規定に従うことを条件として、繊維製品に関連する文字若しくは数字又はそれらの組合せで構成される商標の登録出願は、様式 TM-52 により行う。

規則 102 繊維製品の品目

商標登録の個別の出願は、商標が文字若しくは数字又はそれらの組合せのみで構成される場合は、本規則の第 5 附則にいう繊維製品の品目ごとに行う。かかる出願は、様式 TM-53 により行う。

規則 103 第 5 附則の品目のグループ分け

様式 TM-53 による文字、数字又はその組合せのみで構成される商標の登録出願の目的のため、本規則の第 5 附則の品目は以下のとおりグループ分けされる。各グループに該当する製品は同じ説明の製品であるとみなされ、また異なるグループに該当する製品は、同じ説明の製品とはみなされない。

グループ 1-品目 1, 4, 5, 8, 9, 10, 11, 12, 16, 19, 20, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 30, 33, 36, 37, 39, 41, 42, 44, 45, 48, 49, 54, 55, 59, 61, 62, 65 及び 91

グループ 2-品目 2, 3, 14, 17, 18, 34, 35 及び 47

グループ 3-品目 6, 7, 21, 38 及び 52

グループ 4-品目 13, 29, 75, 77 及び 78

グループ 5-品目 15, 28, 31, 40, 60, 66, 79, 88, 90 及び 93

グループ 6-品目 32, 43, 64 及び 94

グループ 7-品目 46, 83 及び 85

グループ 8-品目 50, 51, 56, 57, 63, 76, 80, 84, 86, 87 及び 89

グループ 9-品目 53

グループ 10-品目 58, 82 及び 92

グループ 11-品目 67, 68, 69, 70 及び 71

グループ 12-品目 72

グループ 13-品目 73

グループ 14-品目 74

グループ 15-品目 81

規則 104 拒絶繊維商標リストにおける記載

繊維製品に関する商標登録が拒絶された場合、出願人は様式 TM-44 により、所定の手数料を添えて、拒絶繊維商標リストへの商標の記載請求を提出することができ、それを以て、当該拒絶された商標に関する詳細は当該リストに記載される。

規則 105 拒絶繊維商標リストにおける商標の継続

上記方法で拒絶繊維商標リストに記載された商標は、登録出願日から 7 年間、当該リストに残存するが、登録出願人又はその事業承継者が様式 TM-45 により所定の継続手数料を商標登録局に納付した場合は、当該期間を超えてリストに継続されることができる。

規則 106 出願人の通知

(1) 所定の継続手数料の不納付を理由に拒絶繊維商標リストから商標を削除する前に、登録官は商標の削除期限である日の 6 月前から 3 月前までに書面により、当該通知に記載された日の後は、前記の日までに所定の継続手数料が納付されなければ、当該商標は当該リストにおいて継続されない旨を通知する。

(2) 前項にいう通知は、拒絶繊維商標リストに記載された出願人の住所を宛先とする。かかる通知が郵便当局によって返送された場合、登録官は、出願人がいまだ事業を行っている場合はその変更後の住所又は通知を宛先とすることを意図してその事業の承継者の住所を探することができるが、そうする義務はない。

規則 107 拒絶繊維商標リストの変更

拒絶繊維商標リストに記載された拒絶商標の所有者の名称、住所又は説明に関する記載の変更を求める請求は、様式 TM-16 により行う。登録官が変更を許可することが公正かつ適切であることに納得した場合は請求を受理することができ、その場合、記載はそれに応じて変更される。

規則 108 調査

繊維製品に関連する商標又は証明商標の登録出願を受領した場合、登録官は、同一の商品又は商品説明に関して登録が求められている標章と同一の又は誤認又は混同を生じるおそれがあるほど非常に類似する商標が記録にあるか否かを確認する目的で、登録商標、証明商標、拒絶繊維商標リスト及び登録係属出願の調査を行うものとし、登録官は出願を受理する前に

いつでも調査を更新させることができる。

規則 109 登録出願，追加の表示

繊維製品に関連するある商標（規則 100，規則 101 又は規則 102 が適用される商標を除く）の登録を求める各出願は，様式 TM-2 により行うものとし，商標の追加表示 6 部を添付する。出願及びその副本上の表示と追加表示とは，相互に完全に対応する。追加表示は全ての場合において，登録官が随時要求する詳細の注記を伴う。要求された場合，かかる詳細は出願人が署名しなければならない。

第 II 章 第 64 条(2)に基づく規則

規則 110 定義

この章の目的のため、主題又は文脈において矛盾がない限り

- a. 「均一数字」とは、3 桁以上 7 桁以下の同一の数字又は同一の文字からなる商標をいう。
- b. 「桁」とは、単一の文字を含む。
- c. 「文字分数」とは、1 以上の文字を含む分数をいう。

規則 111 一定の標章は登録不能であること

繊維製品に関して、以下の標章は登録可能でない。すなわち

- a. 1 桁又は均一数字でない 6 桁を超える数字
- b. 単一の文字又は均一数字でない 6 桁を超える文字の組合せ
- c. 8 桁を超える数字と文字の組合せ
- d. 併せて 8 桁を超える分数又は文字分数
- e. 併せて 3 桁未満の分数又は文字分数
- f. 6 桁を超える数字と分数の組合せ
- g. 数字、文字、分数及び文字分数の組合せで、8 桁を超えるもの又は分子若しくは分母が 1 桁を超える分数で終わるもの
- h. 衣服の寸法を表示する数字又は文字
- i. 同一の商品又は商品説明に関して異なる者の名義で既に登録されたものと同じ連続の均一数字より 2 桁以上又は 2 桁未満の数字で構成されない均一数字。

規則 112 誤認又は混同を生じるおそれがある標章

(1) 数字、文字、分数、文字分数又はそれらの組合せで構成され、均一数字でない商標は、それが以下において同一の商品又は商品説明に関して別の者の名義で登録された商標と異なる場合には、繊維商標として登録することができない。

- a. 4 桁を超えない数字の場合は、少なくとも 1 つの対応する桁において、
- b. 5 桁の数字の場合は、少なくとも 2 つの対応する桁において、
- c. 6 桁の数字の場合は、少なくとも 3 つの対応する桁において、
- d. 2 つの文字の組合せの場合は、少なくとも 1 つの対応する文字において、
- e. 3 又は 4 つの文字の組合せの場合は、少なくとも 2 つの対応する文字において、
- f. 5 又は 6 つの文字の組合せの場合は、少なくとも 3 つの対応する文字において
- g. 1 つの文字と 1 桁の数字からなる標章の場合は、少なくともそのうちの 1 つにおいて
- h. 1 つの文字と 2 又は 3 桁の数字からなる標章の場合は、少なくとも 1 つの対応する桁の数字において
- i. 1 つの文字と 4 桁以上の数字からなる標章の場合は、少なくとも 2 つの対応する桁において
- j. 2 つ以上の文字と 1 桁以上の数字からなる標章の場合は、少なくとも 1 つの対応する文字及び 1 つの対応する桁の数字において
- k. 分数若しくは文字分数又はその組合せのうち、分子及び分母の桁の総数が 3 又は 4 桁の場合は、分子か分母の少なくとも 1 つの対応する桁において
- l. 分数若しくは文字分数又はその組合せのうち、分子及び分母における桁の総数が 5 桁以

上の場合は、分子の少なくとも1つの対応する桁及び分母の少なくとも1つの対応する桁又は分子若しくは分母の2つの対応する桁において

m. 1つの数字と1つの分数からなる組合せの場合は、少なくとも1つの対応する桁の数字において

n. 文字、数字及び分数(文字分数を含む)の組合せの場合で

i. 分数を除いた桁の総数が3桁以下の場合は、少なくとも1つの対応する桁において

ii. 分数を除いた桁の総数が4桁以上の場合は、少なくとも2つの対応する桁において。

(2) (1)のいずれの規定も、ある商標が前項に定める事例に該当しない場合に、当該商標は誤認又は混同を生じるおそれがないと必ずみなされることを意味するとは解釈されない。

規則 113 「旧」標章の場合の例外

その登録が出願されている商品と同じ商品について、1937年2月25日の前日から登録出願日までの期間に継続的に使用されている(登録出願人によるか事業の前任者によるかを問わず、また原形のままかその同一性に実質的な影響を与えない追加又は変更を伴うかを問わない)文字、数字又はその組合せからなる商標の場合、登録官は、商標が規則 111(i)又は規則 112 に定める条件及び制限を充足していないという事実のみを理由として登録を拒絶してはならず、使用の証拠に基づきかかる商標を登録することができる。

第 III 章 諮問委員会

規則 114 構成

(1) 第 66 条の目的のため、本規則の第 7 附則に定める協会の推薦に基づいて中央政府が指名する委員で構成される諮問委員会を設立する。

(2) 協会が推薦することのできる人数は、上記附則に定める数とする。

中央政府が本目的のために許可する期間内に上記協会が推薦をしなかった場合又は推薦することのできる人数全員を推薦しなかった場合、中央政府はその発議により、かかる推薦なく要求される人数の諮問委員会の委員を指名することができる。

(3) 中央政府は、繊維業界の使用に精通した他の者を諮問委員会の委員に指名することができる。

規則 115 委員の在任期間

各委員の在任期間は 2 年とするが、退任する委員はその任期終了時に再指名される資格がある。

委員はその指名後 2 年が満了した後も、自らが再指名されるか又は別の委員がその代わりに指名されるまで、任期を継続することができる。

規則 116 委員の交代

諮問委員会のいずれかの委員がバングラデシュに居住しなくなった場合又は諮問委員会の委員として行為することができなくなった場合、中央政府は規則 114 の規定に従って、別の者を代替の委員に指名することができる。

規則 117 委員の選出

そうすることが便宜であると認める場合、委員会は新たに 1 以上の者をいずれかの会議の目的で委員として選出することができる。

いずれかの会議の目的で委員として新たに選出された者は、当該会議の終了後は自動的に委員でなくなる。

規則 118 会議

(1) 諮問委員会は、委員の中から 2 名をそれぞれ議長及び副議長として選出する。議長又は副議長が辞任したときは、諮問委員会の次回会議において再度選出により空席を補充する。

(2) 諮問委員会はまた、秘書役を選任し、秘書役の名称及び住所を商標登録局に預託する。

(3) 諮問委員会の会議は、議長が適切と考える時間及び場所において招集される。

規則 119 諮問の方法

諮問委員会が検討し助言することを求められた問題は、会議において又は書類の回覧により、諮問委員会の委員に付託して決定を求めることができる。

書類の回覧により付託された問題は、諮問委員会の 10 名以上の委員の請求があれば、委員会の次回会議の議題になる。

規則 120 助言を求める事例の事実

登録官は、助言を求める事例に関連する事実を書面で諮問委員会に送付する。

規則 121 助言を与えるための期限

登録官が諮問委員会から求める助言は、助言を求める書状の受領日から 21 日以内に委員会
が書面で与えるが、登録官は、諮問委員会の請求があれば期限を延長することができる。

規則 122 更なる情報

登録官が求める助言を与える目的で、諮問委員会が更なる情報を要求した場合、秘書役は登
録官に書状を送ることができ、要求された情報は登録官が書面で与える。

規則 123 会議の主宰

議長は自らが出席する全ての会議を主宰するし、議長が欠席する場合は副議長が会議を主宰
する。議長及び副議長が欠席の場合は、会議を主宰するために出席委員がその中から 1 名を
選出する。

規則 124 票決

いずれかの論点について諮問委員会の委員の意見が割れた場合、当該論点は投票の過半数で
決するものとし、投票は挙手によって行う。議長は投票することができ、投票が同数の場合
は決定票を有する。

規則 125 会議の記録

秘書役は、諮問委員会が扱った全ての議事の記録を保持する。登録官は、秘書役が真実であ
ると認証した会議における議事の記録の写しを要求することができる。

第 IV 部

商標代理人の登録

規則 126 定義

この部において、主題又は文脈に矛盾がない限り、次のとおりとする。

- a. 「代理人登録簿」とは、本規則の規則 127 に基づいて保管される商標代理人登録簿をいう。
- b. 「卒業生」とは、バングラデシュの法律により設立された大学、中央政府が認定する外国の大学の卒業生をいう。
- c. 「登録代理人」とは、代理人登録簿にその名称が実際に記載されている商標代理人をいう。

規則 127 商標代理人登録簿

中央政府は、商標代理人登録簿を維持し、各登録代理人の名称、住所、事業上の住所、資格及び登録日を記載する。

規則 128 登録資格

- (1) いかなる者も、バングラデシュに居住し、中央政府が登録代理人となるのに適した者であると認めない限り、商標代理人として登録される資格はない。
- (2) 商標代理人として登録される候補者は、特定の場合において中央政府が別途許可しない限り、通常は卒業生である。

規則 129 登録を禁じられる者

以下に該当する者は、商標代理人として登録される資格がない

- i. 管轄裁判所により精神異常と裁定された者
- ii. 債務未返済の破産者
- iii. 債務返済した破産者であり、その破産はその者の側の不正行為でなく災難が原因であったとの旨の証明書を裁判所から得ていない者
- iv. 違反行為につき、バングラデシュ国内か国外の管轄裁判所より追放又は収監により罰すべきとの有罪判決を受けた者、ただし有罪判決を受けた行為が赦免された場合又はその者の請求に基づき中央政府がこのための命令により無資格を解除した場合は別とする。
- v. その者の専門家としての資格でなされた懈怠、違法行為又は不正を理由に、中央政府が登録代理人となるのに適した適正な者と認めない者。

規則 130 出願方式

この部の規定に基づく全ての出願は、商標登録局に送付する又は届けるものとし、正副 2 部で作成しなければならない。

規則 131 商標代理人としての登録を求める請求

- (1) 商標代理人として登録されることを希望する者は、様式 TMA-1 による請求を行う。

(2) 請求人は、時を問わず中央政府又は登録官が自らについて要求する更なる情報を自己の請求に付して提出する。

規則 132 請求の手続

(1) ある者の商標代理人としての登録請求を受領した場合、登録官は候補者が面接のために出頭する日を指定する。

(2) 候補者の面接が終わり、登録官が必要と認める更なる情報がその請求に付して得られた場合、登録官は中央政府に対して当該請求及び他の関連書類を推薦状と共に転送することができる。

規則 133 登録の証明書

中央政府が請求人を商標代理人として登録される資格があると認めた場合は、その旨の通告を当該請求人に送付するものとし、かく通告された者は商標代理人としての自らの登録に関する所定の手数料を納付する。所定の手数料を受領した場合、登録官はその通告を中央政府に送付し、中央政府はそれに基づいて請求人の名称を代理人登録簿に記載させ、商標代理人としての登録の証明書を様式 0-4 によりその者に発行する。

規則 134 代理人登録簿における名称の継続

代理人登録簿におけるある者の名称の継続は、そのための所定の手数料をその者が納付することを条件とする。

規則 135 代理人登録簿からの代理人の名称の削除

(1) 中央政府は、恒久的に又は一時的に、代理人登録簿から次に該当する登録代理人の名称を削除することができる。

- a. その旨の請求が受領された者、
- b. 年間手数料の納付期限から 3 月が満了した時点で当該手数料が受領されていない者、
- c. 規則 129(i), (ii), (iii) 及び(iv)に定める無能力に該当することが登録時に判明した又は爾後該当することになった者、又は
- d. 中央政府が、その者の専門家としての資格でなした懈怠、違法行為又は不正を理由に登録簿に残すことに適した適正な者ではないと宣言した者。

かかる宣言をする前に、中央政府は当該の者に対し、その登録が取消されるべきでない理由を示すよう要求し、必要と認める更なる照会(もしあれば)を行うことを条件とする。

(3) 中央政府は、代理人登録簿から死亡した登録代理人の名称を削除する。

(4) 代理人登録簿からの名称の削除は、官報及び公報において通知され、可能な場合は当該の者に伝達される。

規則 136 削除された名称の回復

(1) 中央政府は、規則 135(1)に基づいて一時的にその名称が削除された者からの様式 TMA-2 による請求により、その名称を代理人登録簿に回復することができる

(2) 代理人登録簿への名称の回復は、官報及び公報において通知されるものとし、可能な場合は当該の者に伝達される。

規則 137 代理人登録簿における変更

(1) 登録代理人は、代理人登録簿に記載された自己の名称、住所、事業上の住所又は資格の変更を様式 TMA-3 により請求をすることができる。かかる請求及びそのための所定の手数料を受領した場合、中央政府は代理人登録簿において必要な変更を行わせる。

(2) 代理人登録簿においてなされた各変更は、官報及び公報において通知される。

規則 138 代理人登録簿の公告

代理人登録簿は、随時中央政府が適切とみなす時に公告されるものとし、記載事項は登録代理人の姓のアルファベット順に整理され、その写しは販売に供される。